

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を令和3年10月20日として行った請求人に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同3度への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

生後0日から定期的に診ていただいている主治医の診断書では、現症「有意語も無く意思表示に困難が有り、全介助が必要」で「中度」判定にも関わらず、検査員は参考書を常時見ながら時計を頻繁に見て本人と意思疎通も出来ないまま終了した。

検査内容は親が見ても明らかにほぼ不正解で誘導的に指差しし、偶然正解した項目は正確とは思われない。主治医と検査員の判定に開きがある為、この検査結果判定は疑問である。

主治医から弱視があると言われており、精密検査をこれから受ける旨を検査員に問診の際に伝えていたが、それは考慮されていたのか？精密検査の結果、屈折異常弱視で矯正治療が必要との診断を後日受けました。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 6月 7日	諮問
令和4年 7月21日	審議（第68回第1部会）
令和4年 8月 2日	処分庁へ調査照会
令和4年 8月 2日	請求人へ調査照会
令和4年 8月15日	処分庁から回答を収受
令和4年 8月18日	審議（第69回第1部会）
令和4年 9月15日	審議（第70回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るととも

に、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表及び被判定者が0歳から6歳である場合は都要綱別表2「知的障害（愛の手帳）判定基準表（0～6歳 就学前）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『最重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『1』程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程

度が処遇上『中度』と判定され、またプロフィールがおおむね『3』程度のもに該当するもの」が3度(中度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のもに該当するもの」が4度(軽度)とされている。

- (3) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとしており、プロフィールの各領域の1～4の程度の判定は、個別判定基準表によるものとし、当該知的障害者の年齢を十分考慮することとしている。

また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付(更新)申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用することとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

児相センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、田中ビネーV式による知能検査の結果、IQ57と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する4度と判定されている。

イ 「運動」については、移動運動に関しては独歩可だが走ること

や階段昇降は不可であること、手の運動に関しては物を掴まむことはできることを聴取していたこと、また知能検査の中でクレヨンを持ち縦線を模倣していたことから、判定当日の請求人の年齢（以下、2・(1)において同じ。）を考慮し、個別判定基準表における「運動機能の発達が年齢より全般的に未発達」に相当する3度と判定されている。

ウ 「社会性」については、所属する保育園では加配職員の支援を受けているが、登園時にはスムーズに親子分離して集団に参加し、また、他者の認識はあり、友達に対して自分から関わりに行く旨を聴取したことから、判定当日の請求人の年齢を考慮し、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」に相当する4度と判定されている。

エ 「意思疎通」については、有意味語は話さないが、保育園でおかわりが欲しいときには身振りで要求を示すこと及び「おいで・ちょうだい」の指示も身振りを交えて伝えると従うことを聴取した。

また、田中ビネー知能検査Vにおいて言語回答する課題には失敗しているが、5つのアイテムが並べられた中から「犬を取ってください」との指示に応じるなど、課題によっては児相センター職員の言語指示を理解し従っている。以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能」に相当する3度と判定されている。

オ 「身体的健康」については、ダウン症の診断があり、難聴疑いや強い乱視もあることから、小児科と耳鼻科、眼科に3か月に1回程度通院していることを聴取した。請求人は幼児であることから健康管理には保護者の配慮を要し、通院もしてはいるが、個別判定基準表における「健康であり、注意を必要としない」に相当する4度と判定されている。

カ 「基本的な生活」については、食事は手掴みで食べこぼしも多く

介助を要すること、排泄はおむつ使用で予告及び報告がともにならないこと、着脱は一部協力動作があるものの介助を要する状態であることを聴取した。これらのこと及び判定当日の請求人の年齢を考慮し、個別判定基準表における「部分的介助と見守りが必要」に相当する3度と判定されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全6項目中3項目が4度（軽度）、3項目が3度（中度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び保護者（父及び母）への聴き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児相センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として3度又は4度程度と判断するのが相当である。

## (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害（愛の手帳4度）」と、心理学的所見欄には「CA3：1 MA1：9 IQ57（田中ビネーV式）」と、社会診断所見欄には「本児の障害程度に合った社会的支援が適当」と記載されている。

## (3) 総合判定

上記(1)のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全6項目中3項目が4度（軽度）、3項目が3度（中度）相当と判定されていることが認められる。

そして、上記(2)のとおり、医学的所見欄において「軽度知的障害（愛の手帳4度）」とされていることなど本件判定書の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度

(軽度)であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、前述(1・(2)及び(3))のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

- 4 審査会の職権による調査

- (1) 調査の実施

「身体的健康」(上記2・(1)・オ)について、令和4年2月1日付弁明書において、「ダウン症の診断があり、難聴疑いや強い乱視もあることから、小児科と耳鼻科、眼科に3か月に1回程度通院していることを聴取した。」と記載されている。この点について、「身体的健康」を3度(特別の注意が必要)ではなく4度(健康であり、注意を必要としない)と判定した理由について、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

- (2) 回答

幼児であることから、健康管理について保護者の配慮は要するものの、服薬治療等の特別な配慮が必要とは聴取していないことから、特別な注意や配慮が必要な状態ではないため、4度と判定した。

- (3) 上記回答に照らすと、「身体的健康」について4度と判定した本件処分は合理的である。

- (4) なお、本件審査請求書において、「検査員は参考書を常時見なが

ら時計を頻繁に見て本人と意思疎通も出来ないまま終了した。検査内容は親が見ても明らかにほぼ不正解で誘導的に指差しし偶然正解した項目は正確とは思われない。主治医と検査員の判定に開きがある為、この検査結果判定は疑問である。」と記載されている。本審査会は、本件審査請求書における請求人の主張に鑑み、この点について、請求人に対し、主張を裏付ける客観的な証拠及び資料の提出を求めたが、期限までに提出がなかった。

5 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)